

武蔵野市議会議長
土屋美恵子様

令和4年2月10日
武蔵野市の住民投票条例を考える会
代表 金子宗徳

住民投票条例(案)等に関する検証委員会(仮称)に関する再要望書

平素は武蔵野市政にご尽力くださいまして厚く御礼申し上げます。

このたびは令和4年1月14日に弊会が提出いたしました「住民投票条例(案)等に関する検証委員会(仮称)設置の要望書」につきまして、ご多用のところご回答くださいまして深謝申し上げます。「弊会の要望を参考にしながら必要に応じた対応を検討」との旨、大変ありがたく今後の市議会での議論に大いに期待するところでございます。

さて、既にお聞き及びのことと存じますが、2月1日付産経新聞ならびに正論3月号に、武蔵野市の自治基本条例の制定過程が地方自治法に抵触していると指摘した記事が掲載されました。住民投票条例(案)の依拠する自治基本条例の制定手続きに問題があったならば、住民投票制度を設ける正当性が根本から揺るぎかねない事態であり、武蔵野市の住民投票制度を巡る問題は新たな局面を迎えたといわざるを得ません。つきましては市議会として早急に検証委員会(仮称)を立ち上げ、弊会の先般の要望事項に加えて、自治基本条例の制定過程の検証ならびに同条例の執行停止等含めた対応策をご検討いただきますよう要望いたします。

記

① 速やかな検証委員会の設置

2月1日付産経新聞等の報道によりますと、住民投票条例の立法根拠となる自治基本条例の制定過程において、本来ならば法律や条例に基づいて設置すべき「武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会」が要綱による設置であり、同法に抵触する恐れがあると指摘しています。一義的には懇談会を設置した市当局に重大な責任があるとはいえ、自治基本条例は市議会において全会一致で可決されたことから、市議会の責任も重いと思料いたします。同条例の制定過程に法的な問題があったと疑われる状況を座視することは、市政に対する信頼低下を招く由々しき事態です。市議会としても疑念の払しょくに努めることは急務であり、弊会が1月14日に要望いたしましたとおり「検証委員会(仮称)」を早急に立ち上げ、自治基本条例の制定過程を含めて、市議会として必要な検証、検討等を行うことを改めて要望いたします。

② 「武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会」の位置づけの明確化

「武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会」は平成28年11月から平成30年9月まで計

22回開催され、第1回懇談会にて「武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会設置要綱」と題した資料が配布されていることから、法律や条例ではなく、要綱に基づく設置であることは明らかです。一方で、地方自治法第百三十八条の四の③は「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と定めており、要綱に基づく設置は地方自治法に抵触する恐れが指摘されています。同懇談会は自治基本条例の骨子案を市長に報告し、市当局は骨子案におおむね沿った内容を骨子としてまとめ、パブリックコメントを経て市議会に上程されています。また、同懇談会の委員には武蔵野市の条例に基づき報酬が支払われていることから、市長の私的な諮問機関とは到底言えず、付属機関と捉えるのが当然と思料いたします。加えて、同懇談会第1回の議事録には、副座長の発言として「要するに、我々は地方自治法という附属機関です。首長に任命されたのです。だから首長の附属機関として今、委員に出ているんです」との記述があり、参加した委員も同懇談会を附属機関と認識していたことは明らかです。市議会としてこれらの事情を鑑みて同懇談会の法的位置づけを明確化し、その根拠をあわせてお示しいただくよう要望いたします。

③ 自治基本条例の執行停止または廃止条例の上程

武蔵野市の自治基本条例は、地方自治法の規定を逸脱した「武蔵野市自治基本条例(仮称)に関する懇談会」がとりまとめた骨子案に基づくものであり、制定過程の正当性に疑問符が付くといわざるを得ません。正当な手続きによらない条例が存在することは市政への信頼を著しく低下させ、法律に則って運営すべき地方公共団体としてあるまじき行為であることは言うまでもありません。また、産経新聞の報道によりますと、武蔵野市は「懇談会の位置づけをどう判断したのかわからない」としており、位置づけが曖昧な同懇談会の結論に基づき自治基本条例が制定された疑念は相当程度高いと判断せざるを得ません。つきましては、速やかに自治基本条例の執行を一時停止し、同条例を廃止する条例案を上程することを要望いたします。そのうえで、幅広い市民参加のもとで自治基本条例の必要性についてゼロベースで議論し、十分な市民の合意形成のもとで結論づけられることを願います。

以上